

どんな行政改革に取り組もうとしているのでしょうか？

現在のままで財政運営を続けていった場合、10年後に財政再建団体に転落する可能性が高いことは、ご理解いただけたと思います。それでは、私たちは今、何をなすべきなのでしょう。民間の有識者からなる行政改革推進

委員会からいただいた行革に関する答申については、先月号の「南島原ニュース」でお知らせしましたが、この答申を受け、本市では市長を本部長とする行政改革推進本部において、行政改革大綱とその実施計画となる集中改革プランの原案を策定いたしました。もとより、策定に取りかかった当初は、本市財政がこのような危機的な状況にあることは予想しておりませんでした。が、昨年末に10年間の収支見通し

本部においても危機感を持って、行政改革大綱とこれを具体化する集中改革プランの策定に取り組みました。行政改革の目標は？

財政の健全化を図ることが唯一の解決策、だからです。もちろん、行政改革は単なる歳出削減計画ではありません。市として担うべき住民サービスを維持していくことは当然であり、これを最小の経費で実現するため、簡素で効率的な行政システムへの改革を図るとともに、地域との協働を主眼にした新しい自治体経営を目標としています。

南島原市行政改革大綱(原案)のあらまし

■計画期間 平成18年度から平成22年度までの5年間

■重点項目

項目1 機構・組織の見直し

- ◆8庁舎への分庁方式及び総合支所方式を、効率的な「本庁方式」に向けて見直す
- ◆本庁舎建設実現までは現有施設を有効活用し本庁部局を集約する

【集中改革プランでは】

- 本庁機能の充実強化（19年度）
- 広域分庁の見直し（19年度）
- 総合支所の規模・人員及び組織の見直し（19年度）
- 住民サービスに即応可能な支所への予算措置（19年度）など

項目2 職員の定員と給与等の適正化

- ◆職員の定員適正化計画を定め、組織のスリム化を図る
- ◆公正な人事評価制度を導入も含め、給与制度の適正化を図る

【集中改革プランでは】

- 定員適正化計画の策定（18年度）→10年間で160人削減
- 給与への勤務成績の導入（20年度）
- 特殊勤務手当の全廃（19年度）
- 時間外勤務の縮減（19年度～）など

項目3 事務事業の見直しとコスト削減

- ◆旧町からの慣例化した事務事業の見直しを進め、費用対効果を念頭に効率化を図り、歳出削減を進める

【集中改革プランでは】

- 財政健全化計画の策定（18年度）
- 政策評価制度の導入（20年度）
- 庁用経常経費の徹底的な見直し（19年度～）
- 各種団体等に対する補助金の見直し（20年度）
- 各種イベントに対する補助金の見直し（19年度）
- 学校給食会委託など事務委託等の見直し（20年度）など

項目4 公営施設の民営化と統廃合の推進

- ◆保育所、幼稚園及び老人ホーム等の公営施設の民営化、民間委託を可能な限り進めるとともに、各種施設の統廃合に取り組む

【集中改革プランでは】

- 市立保育所の民営化等の推進（21年度）
- 市立幼稚園の民営化等の推進（21年度）
- 市立加津佐幼稚園の休園（19年度）
- 市立養護老人ホームの民営化等の推進（21年度）
- 一般廃棄物（ごみ）収集業務の民間委託の推進（18年度～）
- 指定管理者公募制の推進（20年度）など

行革元年！

私たちは、**本年度を行革元年と定め、これからの5年間で正念場と位置付け**ます。これからは、市民の皆さんのご協力とご理解を賜りながら、身を切る覚悟を持って、職員一丸となり行政改革に取り組んでまいります。

右ページの表が、南島原市行政改革大綱の4つの重点項目と、これを具体化するための集中改革プランの取り組み項目です。

集中改革プランは、全部で76の項目から構成されていますが、ここに記した以外にも、《南島原市人材育成塾の開設》、《市政ベンチャー制度の導入》、《電子決裁制度の導入》などの先駆的

皆さんのご意見を お聞かせ下さい！

な取り組みや、《広報紙等への有料広告の掲載》、《遊休資産の売却》などの増収対策も盛り込まれています。

以上、財政健全化を進め効率的な行政システムを創り上げるための、南島原市行政改革大綱(原案)と南島原市集中改革プラン(原案)のあらましについて説明をしてきました。

これらについては、今後市民の皆さんのご意見もお聞きしたうえで、3月中旬に最終決定をし、公表していく予定です。

意見をお聞きするに当たっては、昨年末から制度化された「パブリック・コメント(市民意見公募制度)」を活用することとします。

下記の要領でご意見を募集しますので、ぜひ、多数のご意見を賜りますようお願いいたします。



パブリック・コメント実施要領

意見募集対象

南島原市行政改革大綱(原案)及び集中改革プラン(原案)

閲覧方法

行政改革大綱、集中改革プランのいずれも、南島原市ホームページに全文を掲載しています。また、各総合支所(土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)でもご覧いただけます。

ホームページのアドレスは
<http://www.city.minamishimabara.lg.jp> です。

意見募集期間

2月1日(木)～2月23日(金) ※郵送の場合は2月23日必着

意見提出方法

- (1) 郵送
- (2) ファックス
- (3) 電子メール
- (4) 各総合支所総務課、行革推進室に直接持参、のいずれでも結構です

意見書様式

(様式はホームページから入手できます。また、任意様式の場合には必ず次の項目を記入ください。)

【あて先】 南島原市行革推進室

【氏名】 (団体の場合は、団体名、部署及び担当者氏名)

【郵便番号・住所・電話番号】

【意見する(案)の名称】

行政改革大綱、または集中改革プランのどちらに対する意見なのかを記入ください。

【意見】

○意見する項目(行政改革大綱・集中改革プランのどの部分についての意見か、該当項目がわかるように記入ください。)

○意見内容(意見する理由などをできるだけ併記してください。)

意見提出先

- 郵送の場合 〒859-2211 西有家町里坊96番地2 南島原市行革推進室 あて
- ファックス FAX 0 9 5 7 - 8 2 - 3 0 8 6
- 電子メール gyoukaku@city.minamishimabara.lg.jp
(件名には「行政改革大綱への意見」、「集中改革プランへの意見」と入力してください。)

注 意 事 項

- ※意見書に氏名、住所、電話番号が記入されていない場合、受付できませんのでご注意ください。
- ※ご提出いただいたご意見は、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご了承ください。
- ※公序良俗に反するものは、対応及び公表できない場合がありますのでご了承ください。
- ※ご意見ごとに個別の回答はいたしません。が、本市の考え方等については後日ホームページ等で公表する予定ですのでその旨ご了承ください。